

宿泊税登録事項変更申請書

記載の手引

1. 特別徴収義務者として登録している事項（特別徴収義務者、施設の名称、申告書送付先等）に変更があった場合には、速やかに申請を行う必要があります。
2. ただし、吸収合併や会社分割により経営者が変わるときには、「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」を提出し廃止の手続きを経て、新たに特別徴収義務者登録を行ってください。
また、施設所在地が変更となる場合にも、新たに旅館業の営業許可が必要となります。この場合も同様に、宿泊税経営休止・廃止・再開申告書を提出し廃止の手続きを経て、新たに特別徴収義務者登録をしていただくことになります。
ご不明な点は、千代田都税事務所までお問い合わせください。

- 申請には、変更事項を証明できるものを添付してください。いずれも写しで結構です。

変更事項の例	添付するものの例
特別徴収義務者の住所(所在地)・姓名(個人)の変更、後発的な共同事業者(個人)の参加	経営者が個人の場合には住民票(法人の場合には不要です。)
法人名称の変更(例 有限会社→株式会社等)	不要
施設名称の変更	旅館業変更届(保健所で発行されるもの)
法人の合併等	定款

ご不明な点は、千代田都税事務所までお問い合わせください。

- 受付收受印を押した控が必要な場合は、控と返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- 郵送により申請書を提出する場合は、千代田都税事務所に送付してください。

提出・問合せ先 千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当
〒101-8520 東京都千代田区内神田 2-1-12
TEL 03-3252-7141(代) 内線 226 / 03-3525-7183(ダイヤルイン)

1 「※決定等」「※入力」「※照合」欄

- 記載しないでください。

2 「提出年月日」欄

- 申請書の提出年月日を記載してください。

3 「特別徴収義務者」欄

- 旅館・ホテルの経営者等特別徴収義務者の住所、郵便番号、電話番号、氏名を記載してください。特別徴収義務者が法人の場合には、法人名に加え、代表者の職、氏名、法人番号も合わせて記載してください。
- ふりがなの欄も必ず記載してください。
- 「証票番号」には、特別徴収義務者証票の右肩にある6桁の番号を記載してください。

4 「施設」欄

- 旅館・ホテルの所在地、郵便番号、電話番号、および名称を記載してください。
- ふりがなの欄も必ず記載してください。

5 「変更のあった項目」欄

- 変更のあった項目を丸で囲んでください。各項目は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書の記載欄見出しとなっています。

6 「変更事由」欄

- 該当する項目を丸で囲んでください。該当する項目がない場合には、「その他」を囲み、カッコ内に記載してください。

7 「変更年月日」欄

- 変更のあった年月日を記載してください。

8 「内容」欄

- 変更のあった内容を具体的に記載してください。
- 変更のあった内容について、変更前のものと変更後のものを左右に書き並べてください。
- 変更内容が複数ある場合には、それぞれの内容について、どの項目がどのような事由で変更になったかが分かるように、変更項目や変更事由等を書き添えてください。